

事例番号:370113

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 30 週 1 日

時刻不明 妊婦健診のため搬送元分娩機関受診

17:04- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動消失、一過性頻脈消失、高度遅発一過性徐脈を認める

18:41 胎児発育不全および胎児機能不全疑いのため当該分娩機関へ母体搬送となり入院

4) 分娩経過

妊娠 30 週 1 日

19:53 胎盤機能不全および胎児機能不全疑いで帝王切開により児娩出

胎児付属物所見 胎盤重量 205g、胎盤病理組織学検査で梗塞および絨毛間血栓を認める

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:30 週 1 日

(2) 出生時体重:1000g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.93、BE -17.8mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 1 点

(5) 新生児蘇生：人工呼吸(Tビース蘇生装置、バグ・マスク)、胸骨圧迫

(6) 診断等：

出生当日 重症新生児仮死

(7) 頭部画像所見：

生後 8 日 頭部 MRI で広汎に脳軟化を呈し、大脳基底核・視床の信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

＜搬送元分娩機関＞

(1) 施設区分：診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 1 名

＜当該分娩機関＞

(1) 施設区分：病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 2 名、小児科医 2 名、麻酔科医 1 名

看護スタッフ：看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠 30 週 1 日の受診より前に生じた胎児低酸素・酸血症が出生時まで持続したことによって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。

(2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、胎盤機能不全の可能性が高い。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

搬送元分娩機関における妊娠 28 週 1 日健診時の超音波断層法で胎児の推定体重が 928g(-1.6SD)である状況で、2 週間後に健診を実施したことは選択肢のひとつである。

2) 分娩経過

(1) 搬送元分娩機関において、胎児発育不全および胎児機能不全疑いのため、

当該分娩機関へ母体搬送をしたことは一般的である。

- (2) 母体搬送受け入れ後の対応(超音波断層法実施、胎盤機能不全ならびに胎児機能不全を疑い分娩監視装置装着し、術前検査結果確認後に帝王切開を行う方針としたこと)および、その後、胎児心拍数基線が徐々に低下し基線細変動消失を認めたため、Grade A 緊急帝王切開を宣言し、その 22 分後に児を娩出したことは、いずれも一般的である。

- (3) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(T ビース蘇生装置およびバッグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫)は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

- 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 搬送元分娩機関

なし。

- (2) 当該分娩機関

なし。

- 2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

- (1) 搬送元分娩機関

なし。

- (2) 当該分娩機関

なし。

- 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

- (1) 学会・職能団体に対して

受診前に発症した異常が胎児低酸素・酸血症を引き起こしたと推測される事例を集積し、原因や発症機序についての研究を推進することが望まれる。

- (2) 国・地方自治体に対して

受診前に発症した異常が胎児低酸素・酸血症を引き起こしたと推測される

事例の発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体への支援が望まれる。